

感染症名	感染しやすい期間 (※)	登園のめやす
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	-	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	-	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (-) としている

○具体的な感染症と登園の目安②

(医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症)

感染症名	感染しやすい期間 (※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること、 <u>発熱が治まっていること</u> 、 <u>発しんがある場合は消失してから</u>
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	<u>発熱や激しい咳が治まっていること</u>
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 <u>普段の食事がとれること</u>
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	<u>嘔吐、下痢等の症状が治まり</u> 、 <u>普段の食事がとれること</u>
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (弁の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 <u>普段の食事がとれること</u>

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	－	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている

- ①発熱がないとは、登園後24時間38℃を超える発熱がないこと
- ②咳が治まっているとは、連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）や、辛そうな呼吸もないこと
- ③嘔吐が治まっているとは、登園前24時間嘔吐がない。食事もとれ、顔色も良いこと
- ④下痢が治まっているとは、登園前24時間水様下痢がなく、軟便が1日1～2回程度、また腹痛もないこと
- ⑤呼吸器症状が消失しているとは、連続した咳がない、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）や、辛そうな呼吸もないこと。呼吸の数も多くななく、楽な呼吸をしていること

○出席停止期間の算定について

「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

インフルエンザに関する出席停止期間の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症			5日間			出席可能

※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。

発熱等
が出現

○GIFT・Switchでの児童受け入れについて①

	Q.本人がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合（保護者から連絡があった場合）	Q.兄弟姉妹など家族に感染症に罹患している旨の連絡を受けたら	Q.保護者から感染症の症状が改善したとの連絡があったら
事業所利用の可否	×	○ ※ <u>※本人が感染症の疑い（発熱や発しん等）がない場合</u>	○or× ※ <u>病院受診し、医師の指示のもと対応する</u>
対応策	<p>※<u>電話での聴取内容</u></p> <p>1.症状はいつから出たのか？ 2.現在の症状は？ 3.病院受診の有無 4.病院受診をした場合の検査結果は？等</p> <p>※登園許可が必要な感染症の場合は、登園許可がおりたら連絡いただくように伝える</p>	<p>※<u>電話での聴取内容等</u></p> <p>1.本人の現在の様子（症状）の聴取 2.利用中に症状が見られたら保護者様へ連絡する旨を伝える 3.基本的にマスク着用・別室での対応とする（可能な場合） 4.送迎車や使用した部屋等は、次亜塩素酸で殺菌する</p>	<p>※<u>電話での聴取内容等</u></p> <p>1.本人の現在の症状は？ 2.解熱後何日経過しているか？ 3.発しん等は消失しているか？ 4.利用中に症状が見られたら保護者様へ連絡する旨を伝える 5.送迎車や使用した部屋等は、次亜塩素酸で殺菌する</p>

○GIFT・Switchでの児童受け入れについて②

	Q.本人は感染症に罹患していないが、本人の所属するクラスが学級閉鎖になった場合は	Q.家族に罹患者がおり、本人には諸症状ないが大事をとって園（学校）を休んでいる場合の対応は	
事業所利用の可否	○	○	
対応策	<p><u>※電話での聴取内容等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本人の現在の様子（症状）の聴取 2.利用中に症状が見られたら保護者様へ連絡する旨を伝える 3.基本的にマスク着用・別室での対応とする（可能な場合） 4.送迎車や使用した部屋等は、次亜塩素酸で殺菌する 	<p><u>※電話での聴取内容等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本人の現在の様子（症状）の聴取 2.利用中に症状が見られたら保護者様へ連絡する旨を伝える 3.基本的にマスク着用・別室での対応とする（可能な場合） 4.送迎車や使用した部屋等は、次亜塩素酸で殺菌する 	

○スタッフが感染症に罹患した又は家族が罹患した場合

	Q.従業者本人がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合は	Q.従業者の同居している家族が感染症に罹患した場合は	Q.従業者の子どもが感染症に罹患した・疑いがある場合、事業所へ連れてきてても良いか
出勤の可否	×	○ ※従業者本人にも感染症特有の諸症状が見られる場合は病院受診を行ってからの判断とする	△ ※明らかな症状（熱が38°Cを超えている等）がなければ可 ※病院受診してからの判断
対応策	<p><u>※病院受診～出勤までの流れ</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.病院受診をする 2.医師に診断書を記入して頂く 3.診断書を出勤時に代表もしくは店舗を管轄する施設長に提出する 4.症状が改善したら（解熱し倦怠感等もない、発しんも治まった等）再度病院受診を行う 5.医師の指示により出勤する 	<p><u>※感染症予防として行う事</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.感染症の諸症状がある場合は病院受診を行う 2.出勤時マスク着用や手洗いなど、感染症予防に務める 3.使用した部屋等に関しては、次亜塩素酸で殺菌する <p>※勤務中に体調の変化が見られたら、すぐに管轄する管理者・施設長または代表に報告する</p>	<p><u>※事業所へ連れてくる場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.基本的にマスクの着用・別室待機 2.他のスタッフ・子どもとの接触は避ける 3.送迎車や使用した部屋等に関しては、次亜塩素酸で殺菌する。 4.出来る限り病児保育を利用したり、ご家族に対応をしてもらうなどの対応を行う